

トピックス 2014年12月20日

近々 危険物規則書第56版 2015年にアデンダム (Addendum 補追版) が出る予定です。規則書の発刊後の変更や印刷エラーを修正します。

1) 危険性ラベルについて

IATA の第56版危険物規則書は UN Model Regulations 第18版と 2015-2016年版の「ICAO Technical Instructions (技術指針)」に基づいています。危険性ラベルに関しては厳しい規格を設けています。特にダイヤモンド型のラベルの縁取りの線は 2mm の幅がなければならないと限定されています。しかし、技術指針の中にも、IATA DGR の中にも、線の幅も含めて、ラベルのデザインに若干の相違を認めている文章が含まれています。このような次第で、危険性のラベルの縁取りの線の幅が 2mm に満たないものも許容され、幅が小さいからと言って貨物の受託を拒否する根拠にはなりません。この解釈を明快にするため、年頭に補追版を出し、DGR 7.2.3.3.2 (a) に Note を付記して、そのような危険性ラベルも受託して良いと加えます。

2) 環境汚染物のマーク (枯れ木と死んだ魚の絵) について

2014年の ICAO 技術指針にも、2014年の IATA DGR にも、7.1.5.3.1 項に UN 3077 もしくは UN 3082 を収納した輸送物の場合、外装容器、内装容器を問わず容器に 5L もしくは 5kg 以下の正味量しか収納されていないものには、環境汚染物のマークは不要であると記載されています。この規定は UN Model Regulations 第18版の実施により新しい UN 特別規定 375 (SP A197) が導入され、前記の数量以下の環境汚染物は “Not Restricted” として輸送が可能になりました。

しかし、その後 ICAO Dangerous Goods Panel Working Group の会合で、また、その更に後の UN Subcommittee の会議でも、本件が取り上げられ、シッパーが UN 特別規定 375 (SP A197) に該当する量の環境汚染物を引き続き UN 3077 もしくは UN 3082 の危険物として輸送したいのであれば、そのようにして差し支えないとしました。従って、環境汚染物のマークを貼るのか、貼らないのかの問題が生じ、ICAO DGP 事務局と UN Subcommittee 事務局の間で討議がなされ、IATA の意見としては、2015年1月1日以降、環境汚染物のマークが欠如していても、5L 以下、5kg 以下の収納量であれば、貨物を受託して差し支えないとしました。

以 上